

仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日若林区長決裁）の一部を次のように改正する。

仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領 新旧対照表

現 行	改正後	備 考
<p>仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領 （平成 23 年 4 月 1 日若林区長決裁）</p> <p>第 1 条 略</p> <p>（企画事業の助成金の交付対象者）</p> <p>第 2 条 要綱第 3 条に規定する企画事業において助成金の交付を行う場合の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 政治、宗教または営利を目的としないこと</p> <p>(2) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと</p> <p>(3) 暴力団等と関係を有していないこと</p> <p>第 3 条～第 5 条 略</p> <p>（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者）</p> <p>第 6 条 要綱第 4 条に規定するまちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 原則として区の区域内に活動拠点を有すること</p>	<p>仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領 （平成 23 年 4 月 1 日若林区長決裁）</p> <p>第 1 条 略</p> <p>（企画事業の助成金の交付対象者）</p> <p>第 2 条 要綱第 3 条に規定する企画事業において助成金の交付を行う場合の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 政治、宗教または営利を目的としないこと</p> <p>(2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと</p> <p>(3) 暴力団等と関係を有していないこと</p> <p>第 3 条～第 5 条 略</p> <p>（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者）</p> <p>第 6 条 要綱第 4 条に規定するまちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 原則として区の区域内に活動拠点を有すること</p>	<p>条件を法人に限定しないことによる文言の削除</p>

<p>(2) 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること</p> <p>(3) 政治、宗教または営利を目的としないこと</p> <p>(4) 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと</p> <p>(5) 暴力団等と関係を有していないこと</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>（助成金の交付対象者の確認）</p> <p>第12条 第2条第1号、第6条第1号から同条第3号までに規定する要件は、市長が申込み団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。</p> <p>2 第2条第2号及び第6条第4号に規定する要件は、市長が申込み団体の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申込み団体が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。</p> <p>3 第2条第2号及び第6条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。</p>	<p>(2) 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること</p> <p>(3) 政治、宗教または営利を目的としないこと</p> <p>(4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと</p> <p>(5) 暴力団等と関係を有していないこと</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>（助成金の交付対象者の確認）</p> <p>第12条 第2条第1号、第6条第1号から同条第3号までに規定する要件は、市長が申込み団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。</p> <p>2 第2条第2号及び第6条第4号に規定する要件は、市長が申込み団体の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申込み団体が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。</p> <p>3 第2条第2号及び第6条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該申込み団体が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。</p>	<p>条件を法人に限定しないことによる文言の削除</p> <p>条件を法人に限定しないことによる文言の修正及び加筆</p>
--	--	---

<p>4 第1項及び第2項の確認は、企画事業においては第14条に定める助成金交付申請がなされたとき、まちづくり活動助成事業においては第9条に定める申込みがなされたときに行うものとする。</p> <p>5 市長は、第1項及び第2項の確認の結果、申込み団体が第2条または第6条に定める要件を満たさない場合は、様式14により通知するものとする。</p> <p>第14条～第27条 略</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月1日から実施する。</p> <p>附則（平成25年3月29日改正） この改正は、平成25年4月1日から実施する。</p> <p>附則（令和2年4月27日改正） この改正は、令和2年5月1日から実施する。</p> <p>附則（令和3年7月8日改正） この改正は、令和3年7月10日から実施する。</p> <p>附則（令和4年3月24日改正） この改正は、令和4年4月1日から実施する。</p>	<p>4 第1項及び第2項の確認は、企画事業においては第14条に定める助成金交付申請がなされたとき、まちづくり活動助成事業においては第10条に定める申込みがなされたときに行うものとする。</p> <p>5 市長は、第1項及び第2項の確認の結果、申込み団体が第2条または第6条に定める要件を満たさない場合は、様式14により通知するものとする。</p> <p>第14条～第27条 略</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月1日から実施する。</p> <p>附則（平成25年3月29日改正） この改正は、平成25年4月1日から実施する。</p> <p>附則（令和2年4月27日改正） この改正は、令和2年5月1日から実施する。</p> <p>附則（令和3年7月8日改正） この改正は、令和3年7月10日から実施する。</p> <p>附則（令和4年3月24日改正） この改正は、令和4年4月1日から実施する。</p> <p>附則（令和6年1月9日改正） この改正は、令和6年1月10日から実施する。</p>	<p>附則 改正年月日の追加</p>
---	---	------------------------

現 行	改正後	備 考																
<p>(様式1) 区民協働まちづくり事業助成金交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">区民協働まちづくり事業助成金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 仙台市長</p> <p style="text-align: right;">団体の所在地 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>標記の助成金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>また、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 助成事業の名称及び概要</td> <td>(名称) (概要)</td> </tr> <tr> <td>2 助成事業費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 助成金交付申請額</td> <td style="text-align: center;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 添付書類</td> <td> 1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料 </td> </tr> </table> </div>	1 助成事業の名称及び概要	(名称) (概要)	2 助成事業費		3 助成金交付申請額	金 円	4 添付書類	1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料	<p>(様式1) 区民協働まちづくり事業助成金交付決定書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">区民協働まちづくり事業助成金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 仙台市長</p> <p style="text-align: right;">団体の所在地 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>標記の助成金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市若林区区民協働まちづくり事業実施要領第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>また、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 助成事業の名称及び概要</td> <td>(名称) (概要)</td> </tr> <tr> <td>2 助成事業費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 助成金交付申請額</td> <td style="text-align: center;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 添付書類</td> <td> 1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料 </td> </tr> </table> </div>	1 助成事業の名称及び概要	(名称) (概要)	2 助成事業費		3 助成金交付申請額	金 円	4 添付書類	1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料	
1 助成事業の名称及び概要	(名称) (概要)																	
2 助成事業費																		
3 助成金交付申請額	金 円																	
4 添付書類	1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料																	
1 助成事業の名称及び概要	(名称) (概要)																	
2 助成事業費																		
3 助成金交付申請額	金 円																	
4 添付書類	1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料																	

市税納付状況確認 ~~（法人の場合のみ記入してください）~~

※まちづくり活動助成事業の場合はすでに確認しているので記入不要です。

私（~~法人~~）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を本申請書の受付課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

フリガナ

団体 ~~（法人）~~ 名

※ 該当するものを○で囲んでください。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

- ・ 市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ち下さい（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい。）。

<まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 区の区域内に活動拠点を有すること
- 2 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること
- 3 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 4 ~~法人の場合は~~市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています。）。
- 5 暴力団等と関係を有していないこと

<企画事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 2 ~~法人の場合は~~市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています。）。
- 3 暴力団等と関係を有していないこと

（様式2）～（様式14）略

市税納付状況確認

※まちづくり活動助成事業の場合はすでに確認しているので記入不要です。

私（~~申込み団体~~）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を本申請書の受付課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

フリガナ

団体名

※ 該当するものを○で囲んでください。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

- ・ 市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ち下さい（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい。）。

<まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 区の区域内に活動拠点を有すること
- 2 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること
- 3 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 4 市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています。）。
- 5 暴力団等と関係を有していないこと

<企画事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 2 市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています。）。
- 3 暴力団等と関係を有していないこと

（様式2）～（様式14）略

上記要領改正に併せて、改正の必要があるもの。